

平成二十六年二月十四日受領
答 弁 第 二 三 号

内閣衆質一八六第二三号

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出琉球処分に対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出琉球処分に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

政府の認識は、衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する再質問に対する答弁書（平成十八年十一月十日内閣衆質一六五第一三二号。以下「答弁書」という。）四についてでお答えしたものと同じである。

二について

政府の認識は、答弁書一についてでお答えしたものと同じである。

三について

お尋ねの「侵略」及び「侵攻」について、確立した定義があるとは承知しておらず、一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの沖縄における歴史的事象については、政府としてお答えする立場にない。